

高分子論文集投稿規定

平成 16 年 5 月 14 日一部改訂 第 04-1 回常任理事会承認
平成 19 年 6 月 27 日一部改訂 第 07-2 回常任理事会承認

1 投稿資格

- 1.1 高分子論文集に投稿する者は、原則として、高分子学会会員でなければならない。会員外の共同研究者を含むことは差し支えない。

2 論文の種類

- 2.1 投稿論文は一般論文、ノート、速報、総合論文および総説の 5 種類とする。

3 論文の定義

- 3.1 一般論文とは、通常の意味の一つの独立した原著論文である。
- 3.2 ノートとは、断片的ではあっても、新しい価値ある事実を含む論文で、著者あるいは著者以外の既往の論文に対する補遺・意見等も含まれる。
- 3.3 速報とは、独創的で重要な発見または結論を含み、それを承認するに足るデータを備え、他に優先して掲載する必要のある論文である。その詳細は、後日、一般論文として投稿することができる。
- 3.4 総合論文とは、著者が最近発表した複数の原著論文を関連づけ、一連の研究成果をまとめて執筆したものである。
- 3.5 総説とは、主題についての文献を集め、体系的に整理、論述したものである。

4 論文の内容

- 4.1 投稿論文の内容は、高分子の科学および工学に関する新しい価値ある結論あるいは事実を含むものでなければならない。
- 4.2 一般論文・ノート・速報は、新しい事実を含み、未発表のものに限る。
- 4.3 総合論文・総説は、未発表のものに限る。

5 原稿の長さ

- 5.1 論文の原稿の長さは別表に記載された通りとする。

6 原稿の書き方

- 6.1 高分子論文集の本規定および執筆の手引に従って、本文と要旨は、日本語で書き、これに英文で書かれた要旨と図・写真・表およびその説明を付ける。
- 6.2 文書で提出する場合は、本会所定の投稿表紙を付ける。
- 6.3 原稿は、A4 判のサイズで、1 枚につき、40 字×30 行=1200 字で作成する。

7 原稿の提出

- 7.1 原稿はオンライン投稿システムで受け付ける。
- 7.2 文書での原稿提出は、投稿表紙を含め、すべて正 1 通、副 2 通とする。投稿原稿の封筒に「高分子論文集原稿在中」と朱書きし、下記宛て郵送する。
〒104-0042
東京都中央区入船 3-10-9 新富町ビル
公益社団法人 高分子学会
「高分子論文集編集委員会」
- 7.3 掲載済みの原稿は、原則として返却しない。

8 論文の受付、審査、変更、採否

- 8.1 投稿論文が本会に到着した日を原稿受付日とする。
- 8.2 投稿された論文の分野は、高分子合成・反応、高分子構造・高分子物性、機能性高分子、生体高分子、および高分子工学のいずれか一つとする。著者は投稿時に希望する審査分野を申し出る。
- 8.3 編集委員会は、原稿の書き方が本規定および執筆の手引に従っていないときは、著者に修正などの変更を求めることができる。
- 8.4 編集委員会は、原稿の内容について審査を行う。
- 8.5 編集委員会は、審査の結果、原稿の内容について著者に加除・訂正等の変更を求めることができる。著者は、その変更を求められた場合は、必要な変更を行い、2 ヶ月以内に編集委員会に返送しなければならない。ただし、変更の結果、内容が旧原稿の内容と著しく異なる場合は、編集委員会は、この論文を新論文として扱うことがある。
- 8.6 著者は、投稿原稿に対して、編集委員会の承諾なしに変更を行ってはならない。
- 8.7 編集委員会は、審査の結果に基づき投稿論文の採否を決定する。
- 8.8 編集委員会が投稿論文について掲載可と認定した日を審査終了日とする。

9 著者校正

- 9.1 著者校正を 1 回行う。この際、印刷上の誤り以外の字句の加除・訂正は、原則として認められない。
- 9.2 著者は、校正刷を受け取った後 3 日以内に返送しなければならない。この期限に遅れた場合には著者校正による訂正が行われないことがある。

10 別刷

- 10.1 別刷は有料とし、著者は別刷を最低 50 部購入しなければならない。
- 10.2 前項の部数を超える別刷の申込は、著者校正時に、校正刷とともに著者あて送付される所定の申込用紙に希望部数を明示して行う。

11 発行後の訂正

- 11.1 印刷上の誤り以外の訂正は原則として取扱わない。ただし、著者から訂正の申出があり、編集委員会が適当と認めた場合に限り、正誤表を掲載する。この場合、著者は、その掲載に要する印刷経費を負担するものとする。

12 データの提出

- 12.1 文書での原稿提出の場合、審査終了後、電子データを提出する。英文査読終了後、英文

についての確認依頼の際、著者に送付される電子データ作成要領に従う。

- 12.2 提出された電子データは、原則として返却しない。

13 内容の責任

- 13.1 掲載論文の内容の責任は著者にあるものとする。

14 著作権

- 14.1 高分子論文集に掲載された論文の著作権（既存の、もしくは将来発明・開発されるすべての媒体・手段によって公表・公開する権利ならびに翻訳権を含む）は、公益社団法人高分子学会に帰属する。投稿者は、その著作権の高分子学会への移転を了承し、投稿表紙に明記する。

原稿の長さ

論文の種類	原稿枚数*	和文要旨	英文要旨**	KEY WORDS
一般論文	20 枚以内	400 字程度	150 語程度	5 語以内
ノート	8 枚以内	不要	150 語程度	5 語以内
速報	5 枚以内	不要	150 語程度	5 語以内
総合論文	45 枚以内	400 字程度	150 語程度	10 語以内
総説	制限なし	400 字程度	150 語程度	10 語以内

*原稿枚数は投稿表紙、本文、和文要旨、英文要旨、図・写真・表、およびその説明等、すべての原稿を含む。通常、原稿用紙 2 枚弱が刷上り 1 ページに相当する。

図および表の原稿枚数は合わせて本文の原稿枚数の 50%以内（一般論文では 10 枚以内）とすることが望ましい。

**英文要旨は、得られた重要な結果と結論を、14 ポイント、ダブルスペース、150 語程度で表記する。

高分子論文集編集委員会では、オンライン投稿の導入を本年 10 月から予定しています。そのため、投稿規程を上記のとおり変更いたしました。10 月までは今までどおりのハードコピーでの投稿をお願いします。オンライン投稿を導入しても、しばらくはハードコピーとの併用で進めることとしております。ご了承ください。
(本投稿規程はホームページにも掲載いたします)